

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV-3-1-6 業務継続体制（BCM）</p> <p>(1)意義・対応</p> <p>金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている証券会社等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが、国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアルの策定等を行っておくことが必要である。</p> <p>こうした観点から、証券会社等の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して、その適切性について検証することとする。</p> <p>(2)主な着眼点</p> <p>業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、証券市場BCPフォーラム等における検討結果に基づき、金融商品取引業協会、他の証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV-3-1-6 業務継続体制（BCM）</p> <p>(1)意義・対応 （略）</p> <p>(2)主な着眼点 （略）</p>

例えば、

- ① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。
- ② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。
- ③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
- ④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（顧客に対する金銭の払出し、MRF又はMMFの解約、保護預り株式等の売却注文、信用取引、先物・オプション取引の決済のための注文及び既約定未受渡の取引の決済等）を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。
- ⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

（参考） 「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月）

「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）

このほか、基本的に、III-2-9に基づき、対応することとする。

(3) 海外拠点を活用した業務継続計画に関する留意点

証券会社等が業務継続計画において、大規模な災害等により、国内における業務継続が困難となったときに、一時的に海外から業務を実施することを想定している場合、上記(2)に掲げる着眼点のほか、以下の点に留意することとする。

① 業務継続計画において、海外から業務を実施することが想定される危機の種類、想定している業務の範囲、規模、実施場所及び実施期間等を特定しているか。

特に、営業部門の業務を海外から行うことを想定している場合、法第58条の2や法第64条等にかかる遵法性が確保されているか。

② 海外から実施する業務範囲、規模及び期間は、危機事象に応じて必要な範囲に限られ、また、危機事象の深刻度及び業務への影響を踏まえたものとなっているか。

また、平時から内部管理業務やバックオフィス業務等の一部を海外グループ拠点に委託している場合、海外から業務を実施することによる影響を検証しているか。

③ 業務継続計画において、海外から国内の顧客情報にアクセスを行うことが想定されている場合、アクセス権を付与する役職員及びアクセスできる顧客情報の範囲を必要最小限度に限定するなど、個人情報保護法その他の法令等を遵守する態勢が確保されているか。

	<p>④ <u>業務継続計画の実行時において、法令違反行為又は投資者保護上問題のある行為が行われていないかについて、内部管理部門による検証を行う態勢が確保されているか。また、海外からこれらの行為が行われた場合における責任の所在を明確にしているか</u></p> <p>⑤ <u>海外から実施する全ての業務について、当庁や関連諸団体との連絡体制が適切に構築されているか。</u></p> <p><u>(注) なお、証券会社等が、グループ海外拠点の業務継続計画に基づき当該拠点の業務を行う場合、現地法令及び本邦関連法令を遵守する必要があることについて留意することとする。</u></p>
--	---